

令和 6 年 7 月 5 日

国際コミュニケーション研究科の各入学者選抜試験を受験する予定の皆さまへ

群馬県立女子大学大学院
国際コミュニケーション研究科

2025 年度入学者選抜試験における不正行為に該当する行為及びその扱いについて

本学大学院が実施する、国際コミュニケーション研究科での入学者選抜試験における不正行為及びその扱いを次のとおりとします。

なお、今回公表する内容は現時点のものであり、今後、変更する可能性もありますので、本学大学院からの発表にご注意願います。

1. 不正行為を行った場合の取扱いについて

不正行為を行った場合は、試験の全ての成績が無効となります。

また、本学大学院が当該年度に実施する全ての選抜試験を、受験することができなくなります。その場合、入学試験料は返還されません。

2. 不正行為について

(1) 次の行為は不正行為となります。

- ① 出願の際に本学に提出する書類等に、捏造あるいは故意に虚偽の記載をすること。
- ② 受験生以外の者が受験すること。
- ③ 面接試験中に他の人と連絡をとりあうこと。
- ④ 面接試験を記録(録画・録音・中継などの行為)すること、又はそれらを SNS 等のインターネット経由で発信すること。
- ⑤ 当該試験日(複数日に渡る場合は最終日が終わるまで)に、受験者のみ知り得る試験内容に関する情報を漏洩すること、又は他者から試験内容に関する情報を得ること。

(2) 次の行為は不正行為となる場合があります。

- ① 受験者控室又は面接室前で無用な会話をすること。
- ② 受付終了後、携帯電話などの通信機器、補助電子機器類を許可なく使用すること。
- ③ 係員や試験官の指示に従わないこと。
- ④ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。
- ⑤ 試験中に使用を許可されていない書籍類・補助電子機器類を目の届くところに置いたり、身につけていたり、手に持っていること。